

# 令和6年度 牛久市立中根小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければならない。また、ケンカやふざけ合いであっても、見えなところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### ※いじめの具体例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成25年10月（最終改訂平成29年3月）より）

## 2 いじめに対する本校の基本認識

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識のもと、未然防止と早期発見・早期対応に的確に取り組み、いじめ防止の基本姿勢として以下の6点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない、見過ごさない体制に努める。
- ② いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することを認識し指導にあたる。
- ③ いじめは教職員の児童生徒感や指導の在り方が問われることから、児童一人一人にとって居心地のよい学級づくりに努め、学校生活の大部分を占める授業においても主体的・協働的な学びを学校づくりの核としてお互いを認め合える教育活動を推進する。
- ④ いじめは気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいことを受け、いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や日々の観察・教育相談等、様々な手段で対策を講じる。
- ⑤ いじめの早期対応・早期解決のため、当該児童の人権を配慮しつつ、「いじめ対策委員会」を設置し、学校職員と外部専門機関（きぼうの広場）の協力体制のもと解消にあたる。
- ⑥ 学校からの情報発信や啓発活動を行い、家庭との連携を図りながら、事前事後指導にあたる。

## 3 いじめ撲滅に向けた目標

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやることができるように学校全体で取り組む。
- 授業を通して互いにケアし合う生活集団を作ると共に、児童に基礎的・基本的な学習内容の定着を図りながら、達成感や充実感を味わわせる教師としての資質向上に努める。（児童理解力・授業力・指導力など）
- 道徳教育・人権教育において、命の大切さや友情・人間関係についての指導を充実させる。価

値項目Bの主として他の人との関わりに関することから「許されない行為」、「いじめは卑怯な行為」であることを十分に理解させる。

- 絆づくり、居場所づくりを進める中で、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感の向上を図る。

#### 4 いじめ未然防止に向けた取組

##### (1) いじめの未然防止に取り組む校内組織体制

###### ①生徒指導部会

定期的に月1回の実施、タイムリーな実施を各学年1名・特別支援教育担当者・生徒指導主事・養護教諭・管理職の職員にて行う。生活アンケートの結果を分析し対策を図り、配慮を要する児童についての情報交換や共通理解と徹底事項等の協議を行い、解決を図っていく。

###### ②生徒指導研修の実施

様々な事案や児童の悩みに対応できるための、チーム支援の在り方やカウンセリングマインド技法の向上を図る研修を実施する。

##### (2) 協働的な学びによる安心して過ごせる学級づくり

###### ①わかる授業、楽しい授業により学力を高める

・協働的な学びを通して、分かる授業、楽しい授業を展開し、学習意欲と学力を高め、学校を魅力ある場所にする事で、いじめの要因となるストレスの軽減を図る。

###### ②自己有用感を高める

・協働的な学びを通して、自分の考えが友達から好意的に捉えられたり、適切に評価されたりすることで「認められた」と感じることを通して自己有用感を高める。絆づくり、居場所づくりを進めることでいじめに向かう児童を減らす。

###### ③多様性の尊重とあらゆる他者と協働できるようにする

・協働的な学びを通して、友達の考えを好意的に捉え、適切に評価することを通して、多様な他者を受け入れ尊重することが出来るようにし、いじめの未然防止を図る。

##### (3) 規範意識の向上を図る。

①サンキュー週間を位置付け、代表委員会を中心として、生活委員会・放送委員会等がタイアップして児童同士がお互いを認め合い、思いやり、感謝する意識の高揚を各月に実施していく。

②生活委員会を中心に児童集会時に「いじめ0を目指して」の集会を実施する。

③「わたしはいじめをしない いじめをさせない いじめをゆるさない」と掲げた『中根っ子スマイル宣言』をSHR等で定期的に確認する。

#### 5 いじめの早期発見・早期解消に向けての取組

##### (1) いじめの早期発見に向けて

① 「いじめはどの子供にも、どこの学校、学年、学級でも起こり得るもの。」という認識のもと、すべての教員が日常的な観察を丁寧に行う。

② 日常のあらゆる場面において児童とともに活動することから、児童一人一人の些細な変化にも気が付けるように努める。

③ 何気ない表情や行動から違和感のある児童がいる場合には、直ちに学年職員や学年主任に連絡する。その後、生徒指導主事や管理職に連絡することで、事案を共有しながら当該児童を見守る。

④ いじめが疑われる事案や、いじめが発生した場合には、校内いじめ対策委員会を設置し、組織的に対応する。

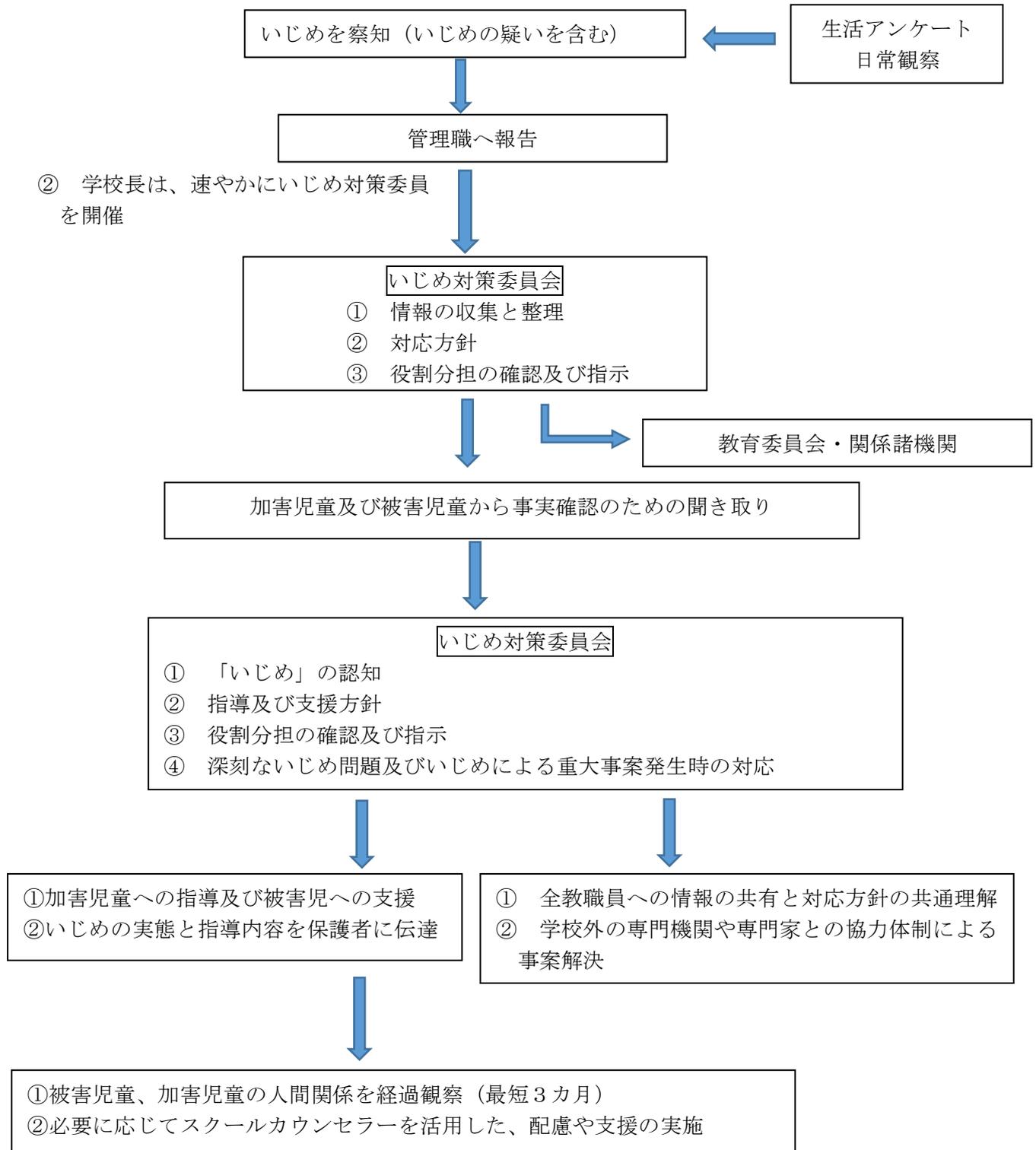
⑤ 学校生活アンケート(年5回)や意図的な面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握することから、いじめの防止や早期発見に努める。

⑥ いじめはどの子供にも起こりうる問題であることを認識し、学校と家庭が連携していくために、子供をいじめに向かわせない正しい価値観の育成と安定した家庭環境づくりを啓発していく。

- ⑦ いじめほどの子供にも起こりうる問題であることを共有し、学校と地域が連携をしていくことでいじめの未然防止や早期発見・早期解決を目指すため、登下校や地域での様子から心配される行為がある場合は、積極的に声を掛け家庭や学校と連携をとるように依頼する。

(2) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめを察知したら直ちに管理職への報告・相談



(3) 保護者との連携について

- ① いじめが確認された場合は、適切に保護者に事実関係と指導方針を伝達する。  
 ② 被害児童とその保護者への支援、加害児童とその保護者への指導と助言を行う。  
 ③ 保護者からいじめについての連絡や相談があった場合は、本人及び必要に応じて周囲への

事実関係の調査を実施し、結果や方針について連携をとる。

(4) 教育委員会及び関係諸機関との連携について

- ① いじめが確認（認知）された場合は、牛久市教育委員会に報告する。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱うべき内容であるとき、加害児童への教育的な指導を行っても十分な効果が得られないときは、警察や児童相談所等の関係諸機関との連携を図る。

6 インターネット上でのいじめへの取り組みについて

(1) 未然防止に向けて

- ① インターネットの特徴と危険性について十分に理解した上で、インターネット上でのトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルについて指導を行う。
  - ア 発信した情報は、一瞬にして世界中に拡散される。
  - イ 匿名での書き込みでも、発信者を特定できる。
  - ウ インターネットで検索できる情報には、違法情報や有害情報も含まれている。
  - エ 不用意な書き込みがきっかけで、人の命を奪ったり障害等の事件になったりする可能性がある。
  - オ 一度流出した情報は、回収や削除が原則できない。
  - カ 誹謗中傷の書き込みは「いじめ」であり、絶対に許される行為ではなく、状況によっては「犯罪行為」として警察に検挙されることもある。
- ② 未然防止には家庭での協力が不可欠なため、保護者に依頼したいこと
  - ア 児童の利用するパソコンやスマートフォン、ゲーム機器など通信機器の管理は家庭（保護者）であるため、フィルタリングは設定することや家庭の役割として児童を危険から守るため、ルール作りを行う。特にスマートフォン（携帯電話）を持たせる場合は、その必要性も家庭内で十分に検討する。
  - イ インターネットを利用する場合は、知らないうちにインターネット利用者の個人情報流出する可能性があることを家庭内で十分に認識する。
  - ウ 「インターネット上でのいじめ」は、目に見えるいじめ以上に被害者の心身に深刻な影響を及ぼしてしまふことを認識する。
  - エ メール（LINEを含む）のやり取りをしている時の表情など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せるほんのわずかな変化に気が付いた時は、躊躇せず子供に問いかけ学校に相談する。
- ③ インターネット上でのトラブルを発見してからの対応について  
インターネット上で本校及び本校児童に関係する不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに書き込み等を削除するための措置をとる。また、児童の生命等に重大な被害が発生する恐れがある場合には、警察に通報し、適切な支援を求める。また、教育委員会にも報告する。

7 いじめの重大事案への対応について

いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対応する。

- (1) 牛久市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 牛久市教育委員会と協議し、いじめの重大事案に対処する組織を設置する。
- (3) いじめの重大事案に対処する組織が中心となり、事実関係の調査を実施する。
- (4) 調査結果について、被害児童及び保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ解消の定義

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも以下の2つの要素が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断す

るものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等による確認する。

※ 「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 9 「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の公表について

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページにて公表する。

- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の点検について

児童、保護者、所属職員が行う学校評価に係るアンケート調査に点検項目を設けて実施する。

- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の評価について

「学校いじめ防止基本方針」の点検の結果を踏まえて評価し、学校運営協議会に報告を行い課題の改善を図る。